

二級河川^{えがわ}江川水系河川整備基本方針

令和 8 年 3 月

三 重 県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
(1) 河川及び流域の概要	3
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	5
(ア) 洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止又は軽減	5
(イ) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	6
(ウ) 河川環境の整備と保全	6
(エ) 河川の維持管理に関する事項	6
2. 河川整備の基本となるべき事項	7
(1) 基本高水並びにその河道への配分に関する事項	7
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	7
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	8
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 ..	8
(参考図) 江川水系図	9

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 河川及び流域の概要

江川は、その源を伊勢市小俣町明野付近に発し、水田地帯を流下して豊北漁港で伊勢湾に注ぐ、流域面積約 3.7km²、幹線流路延長 2.8km（法定区間）の二級河川である。

その流域は、伊勢平野の南部に位置しており、流域の関係市は伊勢市である。

江川は流域内の標高差が 10m にも満たない平地河川であり、流域の約 4 割を内水地区が占め、河口部には高潮対策として江川樋門及び江川排水機場が設置されている。

流域内の気候は、近 10 か年において年平均気温が 16.1℃、年平均降水量は 1,968mm である。降水量は全国平均 1,691mm を上回り、比較的温暖な気候の地域である。

流域内の地形は、低平な台地・段丘と低地で占められており、上流域は主に中位段丘と人工改変地（陸上自衛隊明野駐屯地）、下流域には三角州・海岸平野が広がっている。流域内の地質は、上流域は礫を主とする堆積物、中流域は礫・砂・泥を主とする堆積物、下流域は砂を主とする堆積物で構成されている。

流域の自然環境は、上流域が市街地、畑地等として利用されるが、中流域は背後地に水田が広がっている。江川の河道内は、全川において護岸が整備されているが、魚類などの移動を阻害する横断工作物はみられず、流速は極めて緩やかで、抽水植物や水草等の植生が繁茂している。

植物は、水深が浅い場所にヨシ・ヒメガマ等の抽水植物が見られ、水深が深い場所には水草が群落を形成している。抽水植物・水草の重要種として、小河川や水田等でみられるミズオオバコ、ナガエミクリの 2 種が確認されている。

魚類・底生動物は、重要種であるニホンウナギ、ミナミメダカ、トゲナシヌマエビをはじめとした流速が緩やかな場所を好む種が、ヨシ、ヒメガマ等の抽水植物の周辺で見られ、ドジョウ、トウカイコガタスジシマドジョウ等の底生魚が、流れが緩やかで河床が砂泥質の場所で確認されている。魚類・底生動物の特定外来生物としては、カダヤシ、オオクチバス、アメリカザリガニが確認されている。

鳥類は、河川や湖等の水辺を利用する重要種のバンをはじめとし、カワセミ、カルガモ、カイツブリ等がヨシ・ヒメガマ等の抽水植物の周辺で確認されている。

両生類、爬虫類、哺乳類では、河道内の河川環境を利用している種は少なく、特定外

来生物としてミシシippアカミミガメが確認されている。

昆虫は、流れが緩やかな河川や池等を好むギンヤンマ、シオカラトンボ等がヨシ・ヒメガマ等の抽水植物の周辺で確認され、特に、県内の限られたヨシ原でしか確認されていない重要種のヒヌマイトトンボも確認されている。また、堤内地には水田が多いため、重要種のアキアカネが確認されている。

江川流域には自然公園は存在しない。また、国・県・市の指定文化財は存在しない。

明治期以降、流域内は桑畑として利用されていたが、昭和 32 年から始まった宮川用水事業の進捗に伴い、ほ場整備事業による水田化が進み、国道 23 号及び近鉄山田線周辺の比較的地盤が高い段丘上では市街化が進行している。また、流域の上流部では、昭和 30 年から旧軍跡地周辺が陸上自衛隊明野駐屯地として利用されている。

流域内の土地利用は、水田が約 5 割、建物用地と駐屯地が約 4 割を占めている。昭和 51 年から平成 21 年にかけて建物用地が増加傾向にあったが、以降は大きな土地利用の変化は見られない。

江川流域で発生した主要な洪水被害としては、昭和 49 年の台風第 8 号、昭和 51 年の台風第 17 号、平成 3 年の台風第 17 号～第 19 号などがあり、内水による浸水被害が発生している。

江川の治水事業としては、昭和 32 年に河口部の江川樋門が整備され、昭和 40 年～50 年代に河道拡幅による河川改修が実施されている。さらに、平成 8 年度からは河道の低水路掘削による河川改修や高潮時の浸水被害対策として、江川排水機場の整備が進められ、平成 16 年度に整備された。

水質については、生活環境の保全に関する環境基準による類型指定はされていないが、伊勢市により江川橋（県道）で定期的な水質調査が行われており、概ね B 類型の環境基準を満足している。

河川の利用については、江川水系では農業用水、水道用水、工業用水などの取水は行われておらず、流域の農地は宮川用水の受益地となっている。河川空間の利用については、江川には広場や公園等の利用施設はなく、行事での利用はないが、沿川における住民の散歩等に利用されている。なお、内水面漁業や舟運は行われていない。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

江川水系の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川整備の現状、土地利用等の流域の状況、地形の状況、水害の発生状況、河川利用の現状及び河川環境の保全を考慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに段階的な整備を進め、河川の総合的な保全と利用に努める。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分発揮できるように適切に行う。

(ア) 洪水・津波・高潮等による災害の発生の防止又は軽減

江川では、河川改修の現状、水害発生の状況、地域の重要性及び河川利用の状況等を踏まえて、年超過確率 1/30 の規模の降雨に対して被害を防ぐことを目標とし、基準地点「江川橋（県道）」において 35m³/s の流量を安全に流下させるために河道拡幅、河道掘削、護岸等の河道整備及び洪水調節施設の整備を進める。

計画規模を上回る、あるいは整備途上段階における洪水や高潮に対しては、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」の取組を推進し、伊勢市等の関係機関や地域住民と連携して総合的な被害軽減対策を進める。

三重県全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、江川流域においても地震による津波への対応等の地震防災に資するため、河川構造物の適正な機能維持等を図るとともに、想定される地震動、津波の影響を検証したうえで、海岸整備と一体となって、必要となる地震・津波対策を実施する。

河川津波対策に当たっては、発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「施設画面上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産を守るため、関係機関や関係自治体との連携と役割分担に基づき河川管理施設等の対策を実施することにより、津波災害の防御に努める。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、人命が失われないことを最重視し、津波防災地域づくり等と一体になった総合的な津波対策の推進により減災を目指す。

また、情報伝達及び警戒避難体制の整備や防災訓練への住民参加等により災害時のみならず平常時からの防災意識向上や水防活動の充実に努める。

(イ) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、現況流況において濁水被害や水質悪化等の問題は生じていない。また、水利権は設定されておらず、今後、水利用の実態に応じて、関係機関との連携のもと適切な水利用が図れるよう努め、合理的な水利用の促進を図る。

(ウ) 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、江川水系の流れが生み出す良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努め、川と人々の営みが共生できるような整備を推進する。

河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代替措置等によりできるだけ影響を回避・低減し、良好な河川環境の保全・創出を図る。

人と河川の豊かなふれあいの確保については、地域住民等の身近な憩いとやすらぎ、環境教育の場としての河川整備と保全に努める。

動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、河口部のヨシ原など江川の特徴を踏まえるとともに、魚類が河川の上下流を往来できるよう水域の連続性を確保し、生物の生息史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現在の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水環境の維持及び向上に努める。

(エ) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるため、治水上の支障とならないよう河道内の堆積土砂の除去、植生伐採等、各施設管理者との調整や地域の合意に留意しながら適切な措置を講ずる。

平常時及び洪水時等における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状況を的確に把握する。また、維持補修等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持する。

流域住民や関係機関と協働・連携し、ゴミ投棄の防止や、清掃・草刈り等の取り組みを進め、良好な河川環境の維持に努める。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道への配分に関する事項

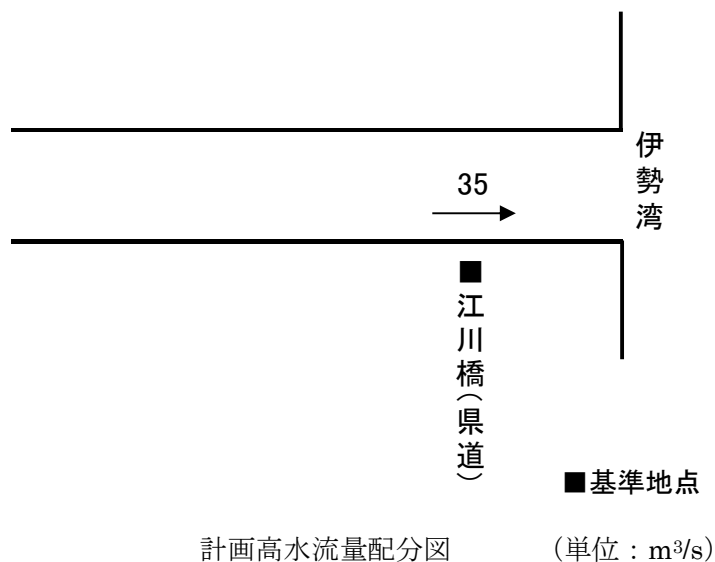
江川^{えがわ}の基本高水のピーク流量は、年超過確率が 1/30 規模の降雨による洪水について気候変動を踏まえ検討した結果、基準地点の「江川橋（県道）」^{えがわ}において 60m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 25m³/s を調節して、河道への配分流量を 35m³/s とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設による調節流量 (m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)
江川	江川橋（県道）	60	25	35

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

江川^{えがわ}における計画高水流量は、基準地点の「江川橋（県道）」^{えがわ}において 35m³/s とする。



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離	計画高水位	川幅
		(km)	T. P. (m)	(m)
江川	江川橋（県道）	0.81	+1.20	17

注) T. P. : 東京湾平均海面

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

^{えがわ}江川水系の河川水の利用については、農業用水等としての利用はないが、動植物等が生息・生育・繁殖する豊かな自然を育む源となっている。

^{えがわ}江川水系では、河川流量データの蓄積がなく、流況の実態が十分に解明されていないことから、流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、流況の把握に努めるとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境等の調査を行った上で検討するものとする。

(参考図) えがわ 水系図

